

議案第43号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立倉吉体育文化会館） について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市布勢146番地の1
財団法人鳥取県体育協会
会長 田 淵 康 允
- 3 指 定 の 期 間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 理 由 倉吉体育文化会館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。